

緊急地震速報の先行的な提供開始について

気象庁では、「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」中間報告を踏まえ、平成18年8月1日から、設備等の制御や工事現場等の訓練された作業員の安全確保など、現時点で混乱なく有効に活用される分野において利用を希望される方へ、（財）気象業務支援センターを經由した緊急地震速報の先行的な提供を開始することとしました。

なお、緊急地震速報の先行的な提供を受けるための手続き等については、気象庁ホームページに掲載する「緊急地震速報の先行的な提供について」をご覧ください。

[本件に関する問い合わせ先]

気象庁地震火山部管理課（03-3212-8341 内線 4505）